

はままつ起業家カフェ 相談事業利用規約

1 目的

当規約は、はままつ起業家カフェの相談事業について利用方法、条件等を定めるものです。

2 相談の区分

本事業による相談は、以下の区分とします。

- (1) 創業・新事業展開に関する相談
- (2) 事業承継に関する相談

3 利用者

本事業による相談を利用できる人は、区分に応じて次のとおりとします。

- (1) 創業・新事業展開に関する相談
 - ・事業を開始していない個人
 - ・事業を開始して5年を経過していない個人または法人の代表者
 - ・起業準備活動中の浜松市の特定外国人起業家

※事業を開始していない個人とは、「個人事業の開業・廃業等届出書（以下「開業届」）を提出していない」法人の代表権のある地位に就いていない人をいいます。「開業届」が未提出であっても、既に事業を開始していることが明らかである場合には、事業を開始しているものとみなします。
- (2) 事業承継に関する相談
 - ・浜松市で事業を営んでいる個人または法人の代表者で、事業承継を考えている人
 - ・浜松市内で事業の引継ぎを受けることを考えている人

4 相談の実施

- (1) 相談実施場所
はままつ起業家カフェの相談室、オンラインまたは現地（浜松市内）で実施します。
- (2) 相談者
相談は利用者本人が行うものとし、代理人による相談はできません。
相談時には、マイナンバーカード等の提示により本人であることを確認いたします。
家族・親族、事業の共同実施者等は、相談員の承諾がある場合は相談に同席できます。
- (3) 相談日時
1相談1時間とし、はままつ起業家カフェの開館時間内で、指定する日時に実施します。
- (4) 相談内容
利用者は、創業・事業承継の実現に必要な事項を相談することができます。
但し、次のような相談内容は、本事業の相談対象となりません。
ア 書類の作成、会計ソフトの操作方法等、単なる実務的作業と考えられるもの
イ 記帳指導、税務申告書類の作成
ウ 単なる語句の意味を問うもの
エ 投機を目的としたもの
オ 風俗営業法に該当する業種のうち、特定の業種に関するもの
カ 法令または公序良俗に反するもの、あるいはその恐れがあるもの
キ その他、利用者の自助努力で行う範囲とはままつ起業家カフェが判断したもの。

5 費用及び利用期間

- (1) 利用者は無料で本事業を利用することができます。
- (2) 利用回数の限度は定めません。
- (3) 創業・新事業展開に関する相談は、創業または法人設立の日から5年を経過する日、事業承継に関する相談は、事業の譲渡・引継ぎが完了する日までを目安に終了します。
但し、特に支援が必要と判断される場合にはこの限りではありません。
- (4) 1年以上応答がない場合は支援を終了します。

6 利用申込

- (1) 利用者は、本規約に同意した上で本事業に申し込むものとします。
- (2) 相談を希望する人は、希望日の前日までにホームページ・電話・窓口で申し込むものとします。但し、空席がある場合は当日にも申し込むことができます。
- (3) 予約は1回ごと予約できるものとし、特に事情があると認められる場合には、複数回予約することができます。
- (4) 予約の取消し・変更は予約日の前日までにホームページ・電話・窓口で連絡するものとします。
但し、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

7 利用報告

利用者は、はままつ起業家カフェが行う、利用状況調査に協力しなければなりません。

8 利用者の自己責任の原則

- (1) 本事業は、利用者の事業における自助努力を側面から支援する助言、情報提供であり、事業実施の実務の代行や取引先等の紹介、斡旋をするものではありません。
- (2) 本事業でのアドバイス、情報提供等の内容を判断し、事業実施等に活用するのは、利用者自身であり、利用者自身の責任と判断において行われるものとします。
- (3) 提供する他機関の情報については、その正確性を保証するものではありません。利用者が、自身の責任において、当該情報を精査していただく必要があります。
- (4) 本支援においては、創業・事業承継の完了を約束するものではありません。

9 免責

本事業による支援を受けたことや支援を利用できなかったことにより生じた損失、損害について、はままつ起業家カフェは一切の責任を負いません。

10 プライバシーポリシー

- (1) はままつ起業家カフェは、相談を通じて収集した個人情報を、関係法令に基づき適正に管理し、法令に定めがある場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き第三者に提供しません。
- (2) はままつ起業家カフェは、相談を通じて収集した個人情報を、利用者台帳の作成、相談対応にかかる本人への連絡、担当職員への情報提供等、本事業の円滑な運営や、メール、FAX等を通じたはままつ起業家カフェの広報、調査分析にかかるアンケート調査等のために利用します。
- (3) 利用者の了解を得て、相談内容を活用し、相談事例として公開する場合があります。
- (4) はままつ起業家カフェ運営協議会の構成機関である、浜松市、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所との間で、支援に必要な範囲で利用者の情報を共有します。
- (5) 職員は業務上知り得た秘密を他に漏らしません。その任務を退いた後も同様とします。

11 禁止事項

利用者は本事業の利用に際して、次に定める行為を行ってはならないものとします。

次の行為が確認された場合、利用をお断りすることがあります。

- (1) 相談内容あるいは自己の情報を偽る行為
- (2) 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為
- (3) 第三者の誹謗、中傷および公序良俗に反する行為
- (4) 虚偽の情報を発信する行為
- (5) 公開しているプロフィール以外の住所、電話番号等個人情報を他人に漏らす行為
- (6) 本事業の利用から得た情報を複製、販売、出版し、又は同種の事業に利用する行為
- (7) 職員に金銭や物品等を供与したり、特別な便宜をはかる行為
- (8) 暴言・暴力・迷惑行為
- (9) 本事業に対する妨害行為
- (10) その他、はままつ起業家カフェが不適切と判断した行為。

12 反社会的勢力の排除

利用者は、(1)(2)について確約し、誓約するものとします。

- (1) 現在かつ将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないこと
 - ・暴力団
 - ・暴力団員
 - ・暴力団員準構成員
 - ・暴力団関係企業
 - ・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ・その他これらに準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと
 - ・暴力的な要求行為
 - ・法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴所の信用を毀損し、または貴所の業務を妨害する行為
 - ・その他これらに準ずる行為

13 損害への対処

利用者が故意または過失により本事業の運用に障害をもたらした場合、当該利用者は、はままつ起業家カフェに対し損害を賠償しなければなりません。

14 運営の停止

災害等の不可抗力その他の理由により本事業の運営を中断・停止または廃止することがあります。

15 規約の変更

はままつ起業家カフェは利用者の承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。

その場合、利用者は引き続き本事業を利用することによって規約の変更を承諾したものとみなします。